

河南町消費生活だより

第15号 平成26年12月発行



【相談窓口】

富田林市消費者相談室

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

平日 午前10時～12時

午後1時～3時

みなさん、こんにちは。

国民生活センターによると、高齢者からの消費者相談は、2007年度以降、増加傾向が続いています。

高齢者の相談では、判断力の衰えを狙われるだけではなく、「お金」「健康」「孤独」という高齢者の大きな不安に、悪質業者が巧みにつけ込んでいるケースもみられます。

また、高齢者は家に居ることが多く、訪問販売や電話勧誘販売に関わるトラブルに遭いやすいのも特徴です。

そこで、第15号では、「高齢者の相談」について考えたいと思います。



富田林警察署より
情報提供です！！



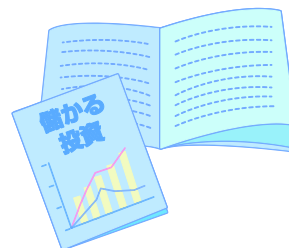
「高齢者を狙った詐欺犯罪が急増中！！」

～パンフレットが届いた後に、電話がかかってくる！？～

未公開株、水資源、太陽光パネル、社債、外国通貨取引の売買等を勧誘するパンフレットを送った後に、「こんなパンフレットが届いていませんか？」と電話があり、「絶対儲かる」「今だけ特別。今がチャンス」「あなただけが当選」などと言葉巧みに、一流企業を連想させる立派なパンフレットを使用して融資話を持ちかけ、その後、事業者と連絡が取れなくなったという手口が急増しています。

★「レターパック、宅配便で現金を送って」は、すべて詐欺です。

★自分だけは大丈夫と思わず、一人で判断せずに、家族や友人、警察に相談しましょう。



【問い合わせ先】大阪府富田林警察署 生活安全課 防犯係 ☎0721-25-1234(内線 263)



近年、特に目立つ相談内容が、高齢者を狙った「健康食品の送りつけ商法」や「買え買え詐欺」による被害です。その多くは、事業者が電話で勧誘してきます。また、買え買え詐欺のように、値上がりが確実だともうけを強調して投資や出資を勧誘する商法では、被害額が高額になる傾向があります。さらに、被害にあった人に「損を取り戻してあげる」などと電話で勧誘し、被害救済を装って金銭を新たに支払わせる二次被害にも注意が必要です。

●トラブルにあわないための対処方法をご紹介します！！

□ 電話で勧誘された場合

- ・興味がなければ、きっぱり断りましょう。

特に、「権利を高値で買い取る」「謝礼を払う」などと持ちかけてくる勧誘電話には、耳を貸してはいけません。話を長く聞くと、事業者のペースにのせられてしまうことがあります。「興味がありません」とすぐにはっきり言って、電話を切ってしまいましょう。



- ・自衛策として、相手の電話番号が表示される電話機を導入したり、電話機を常に留守番電話の設定にしておいて、知らない番号からの電話には出ないことも有効です。
- ・申し込んでいない健康食品などを電話で勧誘された場合、「申し込んでいません」と伝えましょう。万一、商品が届いた場合は、受け取り拒否をしましょう。

□ 事業者が家に来た場合

- ・家に入れると断りづらくなるので、むやみに家に入れないようにしましょう。勧誘されても、その場で申し込まず、複数の事業者から見積もりを取るなどして契約は慎重に検討しましょう。



□ 不審なダイレクトメールが届いた場合

- ・申し込んでもないのに、高額賞金が当たることはありません。「賞金が当たった」というような不審なダイレクトメールが届いても、絶対に取り合わないようにしましょう。



訪問販売や電話勧誘販売などは、一部の取引を除き、契約書を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフができます。
困ったことがあれば、すぐに富田林市消費者相談室へ相談しましょう。

お知らせ

～河南町消費生活友の会 会員募集！！～

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。
消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！

【発行・問い合わせ先】 河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費者相談室」が窓口です。

